

兵高教組

調査情報

2014年6月20日

6号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

期末勤勉手当 6月30日支給 地域手当2%分がアップ！

6月30日(月)に、待ちに待った夏期一時金が支給されます。支給月数は、1.9月。4月から県行革による地域手当の2%カットが回復していますので、その分が手当に反映されます。

★ 2014年度 一時金支給

再任用以外	支給月	期末	勤勉	計	年間
	6月	1.225	0.675	1.90	3.95
	12月	1.375	0.675	2.05	

勤勉手当支給割合

勤勉手当0.675月は、原資平均の月数です。

勤務成績 良好(標準)	勤務成績 優秀	勤務成績 特に優秀
0.660	0.725	0.789

再任用	支給月	期末	勤勉	計	年間
	6月	0.65	0.325	0.975	2.10
	12月	0.80	0.325	1.125	

再任用職員の勤勉手当は標準のみで、支給月数は0.325月です。

職場を壊す成績主義賃金をやめよ

一般職員の6月勤勉手当0.675月のうち、0.015月は勤務評価による査定支給の原資になっており、勤務成績良好(標準)は $0.675 - 0.015 = 0.660$ 月となり、その分で勤務成績優秀者には約10%の加算をします。

県教委は、2011年度「文科大臣表彰・県教育長表彰者」そして2012年度は高教組の反対にもかかわらず「その他、県教育長が特に功績のあったと認める者」を勤務成績優秀者にし、その対象を拡大しています。

高教組は、民間ですでに破綻が明らかになり、しかも職場の同僚性を破壊する成績主義賃金に強く反対します。(なお、勤務成績優秀適用者については分会長・本部にお問い合わせ下さい)

「空白の一日」による不利益を解消せよ！

常勤講師は、前年度から事実上継続任用となっている場合でも、「空白の一日」によって6月1日(基準日)までの6ヶ月間は在職期間6ヶ月未満となり、期末手当が満額支給されません。(勤務期間5箇月以上6ヶ月未満で満額の80%支給)高教組は、「空白の一日」によって常勤講師が被る不利益を解消するよう要求しています。

☆自分で夏の一時金の額を計算してみましょう！

(6月1日現在で在職期間6箇月の、再任用以外の職員の場合)

$$\text{期末手当} = \{ \text{給} + \text{扶} + \text{地扶} + (\text{給} + \text{地}) \times \text{職務加算率} \} \times 1.225$$

$$\text{勤勉手当} = \{ \text{給} + \text{地} + (\text{給} + \text{地}) \times \text{職務加算率} \} \times 0.660 \text{ (標準)} \quad \langle \text{優秀は} \times 0.725 \rangle$$

給：給料(調整額) 扶：扶養手当

地扶：扶養手当を算定基礎に含む地域手当… $(\text{給} + \text{扶}) \times 10\% \cdot 7\% \cdot 5\%$

地：扶養手当を算定基礎に含まない地域手当… $\text{給} \times 10\% \cdot 7\% \cdot 5\%$

職務加算率：

4% (減額前は5%) … 教育職1級63号給以上・教育職2級55号給以上・行政職4～6級、技労職87号給以上

6% (減額前は10%) … 教育職2級141号給以上・行政職7級など

(臨時的任用職員を除く。職務加算率は、「行革」措置によって切り下げられています。また、職務加算率は経過措置中です。詳しくは『賃金権利手帳』P41～42参照)

地域手当の支給率

10%…神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、明石
7%…姫路
5%…その他の地域